

主な施策	具体的な取組	取組状況 (令和7年度)
<p>(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保</p>	<p>①地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策 ○地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備や取組への支援（施設整備の補助率の嵩上げ、年度途中入所の調整に必要な職員の配置支援等） 待機児童発生自治体に対する国による個別のヒアリング・対策に係る助言援助 待機児童対策協議会を活用した支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> 保育提供体制の確保のための「実施計画」による財政支援について、「新たな方向性」のとりまとめに伴い、支援の内容及びその採択要件を見直し【就学前教育・保育施設整備交付金等（令和7当初予算・見直し）】 地域分析の手法に関する調査研究【令和7調査研究】 自治体における地域分析のモデル構築を支援【こども・子育て支援の地域分析のためのモデル事業（令和7補正予算・新規）】 令和7年4月1日時点で待機児童数の多かった17自治体に対し、国による個別のヒアリング・対策に係る助言援助を実施 待機児童対策協議会に参加する自治体を実施する待機児童解消に向けた取組を支援するための事業について、令和7年度は2自治体で実施【新たな待機児童対策提案型事業（令和7当初予算・継続）】 保育所等の利用を希望する方の個々の希望や事情を踏まえた保育ニーズの把握及び利用調整に係る留意点や工夫を行っている自治体の事例について周知【令和7.9に事務連絡を発出】
	<p>②人口減少地域における保育機能の確保・強化 ○地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な統廃合や多機能化等の取組への支援（施設整備の補助率の嵩上げ） 人口減少に対応した公定価格 地域の実情に応じた多機能化等の取組の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 保育提供体制の確保のための「実施計画」による財政支援について、「新たな方向性」のとりまとめに伴い、支援の内容及びその採択要件を見直し【就学前教育・保育施設整備交付金等（令和7当初予算・見直し）】（再掲） 地域分析の手法に関する調査研究【令和7調査研究】 自治体における地域分析のモデル構築を支援【こども・子育て支援の地域分析のためのモデル事業（令和7補正予算・新規）】 過疎地域等の小規模な施設（利用人数が15人以下の保育所・認定こども園）における保育の質の確保に係る取組や保育機能の維持・確保に向けた取組を支援する新たな加算の創設【特別地域保育体制確保対応加算（仮称）（令和8公定価格・新規）】 公定価格の定員区分の見直し（60名定員以下について10人刻みから5人刻みとし、定員と実員の乖離を縮小）（令和7公定価格・見直し） 人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業を令和7年度は9自治体で実施。広域的な実施が可能となるよう都道府県を実施主体に追加【人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業（令和7補正予算・見直し）】 3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業を創設【令和7児福法一部改正法（令和8.4施行予定）】

保育政策の新たな方向性

【令和7年度フォローアップ 2/12】

主な施策	具体的な取組	取組状況 (令和7年度)
<p>(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備 等 <p>③公定価格における地域区分の見直し（令和6年人事院勧告を踏まえた対応について、他の社会保障分野の動向等も踏まえながら検討）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、保育所が合併・事業譲渡等を行う際の手続等に係るガイドラインを作成予定（令和7年度中） 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ」（令和7年7月25日）に基づき、地域の実情に応じた既存施設の有効活用等を図るための財産処分の緩和を検討（経過年数10年未満の全部転用など） 令和6年人事院勧告における寒冷地手当の見直しに伴う冷暖房費加算の激変緩和措置（令和7公定価格・令和8継続） 令和8年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論する予定
<p>(2) 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）</p>	<p>○保育の安全性と保育の質の確保・向上のため、職員配置基準の改善や、テクノロジーや幅広い人材の活用等、保育の提供体制の強化を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 4・5歳児、3歳児の職員配置の改善の促進 1歳児の職員配置の改善 保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等 	<ul style="list-style-type: none"> 3歳児の職員配置基準（令和6年度に20：1から15：1に改正）について、改正前の20：1の配置も認める経過措置期間を令和10年3月31日までとする【府令改正（令和7年度中）】 幼稚園、認定こども園における学級編成基準を、令和8年度から1学級当たり原則「35人以下」から「30人以下」に改正（令和8.4施行予定）【府省令改正（令和7年度中）】。あわせて、公定価格における学級編成調整加配を見直し（令和8公定価格・見直し） 職場環境改善を進めている事業所において1歳児の配置を5：1以上に改善した場合の新たな加算の創設【1歳児配置改善加算（令和7公定価格・新規）】 職員配置基準に関する科学的検証の手法を検討するとともに、テクノロジーや幅広い人材の活用を含め、保育所等の在るべき体制についてエビデンスの収集を進めるための調査研究を令和6年度から継続して実施【令和6、令和7調査研究】 <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度：保育者の配置基準など構造的な面で参考となりうる国について、基準策定・見直しの経緯や根拠、保育者の要件、職員組織の職種や役職構造等の情報を収集・分析 令和7年度：令和8年度（予定）の配置基準に関する実証研究に向けて、有識者検討会において実証研究の設計の在り方等を議論 定員40人以下の保育所及び認定こども園の基本分単価においては、調理員1名（常勤職員）を配置しているところ、定員21人から40人までの定員規模の施設に、繁忙時間帯に追加の調理員（非常勤職員）を配置するための費用を追加【基本分単価（令和8公定価格・見直し）】

主な施策	具体的な取組	取組状況 (令和7年度)
<p>(3) 保育の質の確保・向上、安全性の確保</p>	<p>○保育人材の育成や保育の質の確保・向上のための地域における体制の整備を進めるとともに、虐待や不適切な保育、事故等の防止・対応や災害への対応力を強化し、保育の質の確保・向上と安全性の確保を図る。</p> <p>【保育の質の確保・向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進 ・巡回支援の推進 ・保育所保育指針等に基づく保育の質の確保・向上に向けた各保育所等の取組の推進 ・保育士等の養成や研修の充実 ・第三者評価等による質の評価・改善の推進 ・効率的・効果的な指導監査の推進 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で保育の質の確保・向上を推進する6都道府県等をモデル地域として指定【地域における保育の質の向上の体制整備調査研究（令和7年予算・令和8当初予算案・拡充）】 ・自園や他園の園内研修・公開保育などの企画・実施を行うことができるミドルリーダーの育成、学び合いを中心とした共同的な取組の推進【ミドルリーダーの活躍による保育の質向上推進事業（令和8当初予算案・新規）】 ・保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回支援を補助対象に追加【保育士や保育事業者等への巡回支援事業（令和7当初予算・拡充）】 ・3要領・指針の改定に向けて中央教育審議会教育課程部会幼児教育WGと連携しながら、保育専門委員会において検討 ・保育士養成課程等の見直しに向けて、中央教育審議会教員養成部会幼児教育作業部会と連携しながら、保育士養成課程等検討会において検討 ・都道府県等から3年程度モデル地域を継続的に指定し、国内の質評価スケール等を活用した第三者評価の実施、当該評価を活用した保育実践の見直し・改善、保育士等や評価者の育成等について、モデル開発を行う事業を実施【保育所等における第三者評価改善モデル事業（令和8当初予算案・新規）】 ・保育所等における監査の標準化について調査研究を実施し、標準的な監査調書を策定（令和7年度中） ・監査業務について保育施設等と自治体との間でオンライン手続を行うための機能を有する保育業務施設管理プラットフォームを令和8年度から全国展開

保育政策の新たな方向性

【令和7年度フォローアップ 4/12】

主な施策	具体的な取組	取組状況 (令和7年度)
<p>(3) 保育の質の確保・向上、安全性の確保</p>	<p>【安全性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化（法整備、調査研究や事案分析を通じたガイドラインの充実等） ・性暴力防止の対策推進（こども性暴力防止法施行に向けた対応の推進、研修の充実等） ・事故等の防止・対応の強化（安全計画の作成・運用の徹底、研修や啓発の充実、テクノロジーの活用推進等） ・保育所等における防災機能・対策の強化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法等の改正により、保育所等の職員による虐待の通報義務等の仕組みを創設【令和7児福法一部改正法（令和7.10施行）】 ・法改正や令和6調査研究を踏まえたガイドラインの充実（令和7.8改訂） ・都道府県等における虐待防止に係る専門人材の活用や、実務者会議の設置・開催、自治体職員の虐待対応の強化を図るための研修の実施などを支援【保育所等虐待防止対策支援事業（令和8当初予算案・新規）】 ・こども性暴力防止法施行準備検討会等において関係者の意見を伺いながら、下位法令を制定するとともにガイドラインを公表（令和8.1策定）、施行に向けた周知を実施 ・性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業の対象に居宅訪問型保育（認可・認可外）を追加【保育環境改善等事業（令和7補正予算・拡充）】 ・教育・保育施設等における骨折事故防止対策に関する調査研究を実施【令和7調査研究】 ・安全計画を未策定の事業所に対する減算措置を創設【安全計画を策定していない場合の減算（令和8公定価格・新規）】 ・主幹教諭や主任保育士等の経験を有する保育士が地域で災害時等にこどもの支援にあたることができるように、主幹教諭等専任加算や主任保育士専任加算等において評価【主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算等（令和7公定価格・見直し）】 ・施設機能強化推進費加算について、事業実施や乳幼児の利用等の複数要件を撤廃し、居宅訪問型保育事業を対象に追加するとともに、単価設定について施設の規模を踏まえ、施設型と地域型で区分し単価調整実施【施設機能強化推進費加算（令和8公定価格・見直し）】

主な施策	具体的な取組	取組状況 (令和7年度)
<p>(1) こども誰でも通園制度の推進</p>	<p>○「こども誰でも通園制度」について、令和7年度に制度化（地域子ども・子育て支援事業として各自治体の判断で実施）、令和8年度に給付化（全自治体で実施）し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度の給付化に向けた制度の構築、自治体支援等 ・実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援 ・新たな研修内容・研修ツールを構築・作成し、人材育成を推進 ・障害児・医療的ケア児、要支援児童への対応 ・制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引きや実施の好事例集を作成・普及 ・制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用 等 	<p>○令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として、252自治体で実施予定（令和7年12月2日時点）。令和8年度の給付化に向けて、有識者による検討会を開催し、検討・制度準備を促進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度から以下の内容で全国で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・利用可能時間：こども一人当たり「月10時間」 ・公定価格：単価「0歳児 1,700円 / 1・2歳児 1,400円」 +加算（初回対応加算（仮称）、保育者支援面談加算（仮称）等を新設） ・こども誰でも通園制度の空き定員を活用し、こども誰でも通園制度と一時預かり事業を一体的に実施することを可能に（令和8.4施行予定）【府令改正（令和7年度中）】 ・保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し【令和8公定価格・見直し】 ・全国での本格実施に向けて、都道府県単位での行政説明の実施、自治体の準備業務のチェックリスト化、業務フローや参考様式の発出等、自治体を伴走的支援 ・こども家庭庁HPに関係情報を掲載した専用ページを設けるとともに、SNS等で関係者や国民に向けて情報発信。こども誰でも通園制度の周知のための動画を制作し、こども家庭庁HPに掲載の上、SNSへ投稿（令和7年度中） ・こども誰でも通園制度に係る施設整備やICT導入に補助【就学前教育・保育施設整備交付金、保育所等におけるICT化推進等事業（令和7補正予算・継続）】 ・従事する全ての職員が本制度の意義や目的を理解できるよう、①「保育士資格を有しない者」を対象とする新たな子育て支援員研修コースと②「施設長・管理者、保育士」を対象とする研修資材を開発（令和7年度中）。自治体の研修実施等を支援【子ども・子育て支援体制整備総合推進事業（令和8当初予算案・拡充）】 ・障害児や医療的ケア児、要支援家庭のこどもを受け入れる場合の加算を拡充【障害児加算、医療的ケア児加算、要支援家庭のこども加算（令和8当初予算案・新規）】 ・令和7年3月に策定した「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」について、本格実施に向けて内容を改訂予定（令和7年度中） ・「こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業事例集」を公表（令和7.7）。本格実施に向けて改訂予定（令和7年度中） ・こども誰でも通園制度総合支援システム（通称）について運用保守を行うとともに、コールセンターを設置【こども誰でも通園制度総合支援システムに係る運用保守業務（令和7当初予算・新規）】

保育政策の新たな方向性

【令和7年度フォローアップ 6/12】

主な施策	具体的な取組	取組状況 (令和7年度)
<p>(2) 多様なニーズに対応した保育の充実</p>	<p>○障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入強化や病児保育等の充実を図り、こどもや子育て家庭の多様なニーズに対応した保育の提供体制を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職の活用や児童発達支援センター等との連携等により保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進 ・併行通園の場合の障害児支援（児童発達支援事業所等）との連携を進め、包括的な暮らし・育ちの支援を推進 ・医療的ケア児の受入れや保育の充実 ・異なる文化的背景を持つこどもへの支援 ・病児保育、延長保育、一時預かり等の支援等の充実 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度調査研究（保育・障害児支援）を踏まえ、インクルージョンの推進に係る ・保育所等における専門職の配置に係る特例を創設（令和8.4施行予定）【府省令改正（令和7年度中）】 ・療育支援加算において、専門職を配置等し専門的支援や関係機関との連携等の取組を進めることを評価【療育支援加算（令和8公定価格・見直し）】 ・園外活動費への支援を行う等、医療的ケア児支援の予算事業を充実【医療的ケア児保育支援事業（令和7当初予算・拡充）】 ・公定価格において、療育支援加算の見直しの中で、医療的ケア児を受け入れる場合の看護師の配置等について対応【療育支援加算（令和8公定価格・見直し）】 ※令和9年度に向けて、予算事業の見直しとあわせて公定価格における更なる対応を検討 ・通訳等を担う保育支援者の配置や翻訳機器の購入にかかる経費を一部支援【保育体制強化事業（令和8当初予算案・継続）、保育所等におけるICT化推進等事業（令和8当初予算案・継続）】 ・異なる文化的背景を持つこどもについて、実態調査を実施【令和7調査研究】 ・病児保育事業について、種類の異なる感染症に罹患した児童を複数預かる場合において行う、保育士等の加配を評価する感染症対応加算を創設【病児保育事業（令和7当初予算・拡充）】 ・広域連携を行いICTを導入する施設について、病児保育事業の基本分単価（改善分）の適用要件の対象に追加【病児保育事業（令和8当初予算案・拡充）】 ・都道府県主導で広域連携に取り組むため、都道府県のICT化のためのシステム整備の取組を新たに補助対象に追加【保育所等におけるICT化推進等事業（令和7補正予算・拡充）】 ・延長保育事業について、保育所等の職員配置基準の改善等を踏まえ、配置基準改善加算を創設【延長保育事業（令和7当初予算・拡充）】 ・障害児の受入推進のため、障害児を受け入れた場合の障害児保育加算を創設【延長保育事業（令和8当初予算案・拡充）】 ・保育利用時間や早朝・夜間・休日等の保育ニーズについて、実態調査を実施【令和7調査研究】 ・企業主導型保育事業について、以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告を踏まえた処遇改善、職員配置の充実（3歳児及び4・5歳児）、延長保育・病児保育加算・医療的ケア児保育支援加算の改正【企業主導型保育事業（令和7当初予算・継続）】 ・人口減少を見据えた今後の方向性に係る検討状況の周知（令和7.12） ・安全で質の高いベビーシッターの利用促進【安全で質の高いベビーシッター利用促進事業、ベビーシッターの利用促進に向けた地域ニーズ分析のための調査研究事業（令和7補正予算・新規）】 ・認可外保育施設等に通うこどもの保育料について、保護者の負担を軽減するための施設等利用給付の上限額を、物価・賃金動向等を踏まえて引上げ予定（令和8.10）【子育てのための施設等利用給付交付金（令和8当初予算案・拡充）】

主な施策	具体的な取組	取組状況 (令和7年度)
<p>(3) 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進</p>	<p>○関係施策や関係機関と緊密に連携しながら、保育所等の利用児童の保護者等に対する子育て支援や、地域のこどもや子育て家庭を支援する取組、「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策等を進め、地域全体でこども・子育て家庭を応援・支援していく環境を整備する。</p> <p>【家族支援や地域のこども・子育て支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用児童の家族への養育支援や相談支援の推進 ・地域のこどもや子育て家庭への支援の推進 ・要支援児童への対応強化 ・こどもの居場所づくりの推進 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度より妊産婦への伴走型相談支援を妊婦等包括相談支援事業として制度化して実施（出産後の面談やその後の相談の際には、保育所等・こども誰でも通園制度に関する情報や入所手続について案内を実施） ・各市町村（こども家庭センター等）に対し、保育所等の関係機関と連携して支援に取り組んでいる自治体の事例等を集約した「こども家庭センターの業務に関する実践ポイント集」（令和7年3月）を研修等の様々な機会に周知 ・公定価格において、療育支援加算の見直しの中で、障害のあるこどもの家族への助言・相談支援を実施する場合の専門職の配置等について対応【療育支援加算（令和8公定価格・見直し）】 ・こども誰でも通園制度において、保護者支援を評価する保護者支援対応加算（仮称）を創設【保護者支援対応加算（仮称）（令和8当初予算案・新規）】 ・現場の保健師等に制度が知られていないという現状を踏まえ、こども誰でも通園制度の周知に加え、関連する各施策の紹介及び様々な組み合わせでの実施について事務連絡にて周知予定（令和7年度中） ・地域の身近な相談機関として保育所等を活用して地域子育て相談機関の設置を各自治体にて推進。有効回答があった自治体の設置数のうち保育所・認定こども園への設置割合は23.4%（令和6年度調査研究報告書） ・保育所等における要支援家庭のこどもについて、実態調査を実施【令和7調査研究】 ・家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等における保育士の加配を支援【家庭支援推進保育事業（令和8当初予算案・継続）】 ・要支援児童、要保護児童及びその保護者の対応や関係機関との連携を強化等を図るため、保育士等の専門性を活かした保護者への相談支援業務を行う地域連携推進員の保育所等への配置を推進【保育所等における要支援児童等対応推進事業（令和8当初予算案・継続）】 ・こども誰でも通園制度において、要支援家庭のこども加算を拡充（400→600円）【要支援家庭のこども加算（令和8当初予算案・拡充）】 ・こどもの居場所づくりについて、こどもや子育て当事者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」を実施【令和7補正予算・新規】（助成自治体数 令和6年度：15、令和7年度：34） ・小学校就学前から学童期・思春期・青年期に至るまで、こどもが切れ目なく居場所を持ち続けることが出来るよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等に対する支援を実施【こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業（令和8当初予算案・継続）】

主な施策	具体的な取組	取組状況 (令和7年度)
<p>(3) 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進</p>	<p>【「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた広報・普及啓発、地域コーディネーター養成 <p>・「はじめの100か月」の育ちに関する調査研究の推進 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「はじめの100か月の育ちビジョン」を乳幼児と日頃関わりの少ないこども・若者、企業関係者に周知するためのポスター・研修ガイドブック等を作成予定（令和8.4頃）【「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進事業（令和6補正予算・継続）】 ・乳幼児と関わる機会が少ないターゲット層に向けた「はじめの100か月の育ちビジョン」の効果的な広報戦略を策定する予定【「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進事業（令和7補正予算・継続）】 ・全国10（※）のモデル団体で、乳幼児やその保護者等と地域住民を繋ぎ、こどもを支える環境や社会の厚みを増すための活動を行う地域コーディネーターを養成【「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進事業（令和7補正予算・継続）】※令和7補正予算で12団体へ拡充 ・「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえ、基礎自治体やこどもに関わる専門職が実施できる具体的な取組事例に関する調査研究を実施【「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進事業（令和6補正予算・継続）】 ・諸外国における「はじめの100か月」に関する政府方針や支援策に関する調査研究を実施予定【「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進事業（令和7補正予算・継続）】

主な施策	具体的な取組	取組状況 (令和7年度)
(1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善	<p>○民間給与動向等を踏まえた処遇改善に取り組むとともに、各保育所・幼稚園等におけるモデル賃金や人件費比率等の見える化を進め、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間給与動向等を踏まえた処遇改善 ・処遇改善等加算の一本化と活用促進 ・各保育所等の経営情報の継続的な見える化の推進 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等の公定価格上の人件費について5.3%の改善【子どものための教育・保育給付交付金（令和7補正予算・拡充）】 ・処遇改善等加算ⅠⅡⅢについて事務手続の簡素化等の観点から一本化【処遇改善等加算（令和7公定価格・見直し）】 ・経営情報の継続的な見える化を施行（令和7.4～） ・施設事業者は毎年事業年度3か月以内に経営情報等を都道府県に報告する必要があるところ、「経営情報等の報告を行っていない場合」の減算を創設【経営情報等の報告を行っていない場合の減算（令和8公定価格・新規）】
(2) 保育人材の確保のための総合的な対策	<p>①働きやすい職場環境づくり</p> <p>○保育現場の体制やサポートを充実するとともに、テクノロジーも活用しながら業務改善を進め、人材の参入や就労継続、保育の質の確保・向上につながる、働きやすい職場環境を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育補助者や保育支援者等の配置による体制の充実 ・巡回支援や交流促進等による保育士や事業者へのサポートの充実 ・休憩の適切な確保や自己研鑽の時間の確保の推進 ・テクノロジーの活用による業務改善の推進（後掲） 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育補助者の経験年数に応じた単価の設定【保育補助者雇上強化事業（令和7当初予算・見直し）】 ・保育補助者や保育支援者の実態調査を実施（令和7年度中） ・保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回支援を補助対象に追加【保育士や保育事業者等への巡回支援事業（令和7当初予算・拡充）】（再掲） ※「保育士・保育所支援センターの機能強化」を参照 ※3（4）「保育DXの推進による業務改善」を参照 ※3（4）「保育DXの推進による業務改善」を参照

主な施策	具体的な取組	取組状況 (令和7年度)
<p>(2) 保育人材の確保のための総合的な対策</p>	<p>②新規資格取得と就労の促進 ○保育士資格の新規取得や就業継続の支援の充実を図り、人材の参入や就労の継続を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定保育士養成施設への修学支援と保育所への就職促進 保育所等で働きながら資格取得を目指す者への支援 地域限定保育士制度の一般制度化の検討 保育士養成課程の充実 保育士の登録に係るオンライン手続き化 等 <p>③離職者の再就職・職場復帰の促進 ○離職者の再就職や職場復帰の支援の充実を図り、潜在保育士が再び保育現場で活躍できる環境整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育士・保育所支援センターの機能強化 再就職や職場復帰の支援（就職準備金の貸付支援、未就学児をもつ保育士の保育料の貸付等） 潜在保育士の段階的な職場復帰支援 求人・求職の適切な環境の整備 等 	<ul style="list-style-type: none"> 指定保育士養成施設が、就職促進やキャリア教育等支援のために行う取組に要した費用の一部を支援【保育士養成施設に対する就職等促進支援事業（令和7当初予算・見直し）】 保育所等で勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助等【保育士資格等取得支援事業（令和8当初予算案・継続）】 地域限定保育士制度を一般制度化【令和7児福法一部改正法（令和7.10施行）】 保育士養成課程等の見直しに向けて、中央教育審議会教員養成部会幼児教育作業部会と連携しながら、保育士養成課程等検討会において検討（再掲） 大学・短期大学等における保育士養成に関する実態調査を実施【令和7調査研究】 保育士登録事務について、令和9年度から、国家資格等情報連携・活用システムへの参画を予定しているため、日本保育協会が管理している保育士登録者管理システムと国家資格等情報連携・活用システムの連携に係る改修について実施予定（令和8年度中）【保育所等におけるICT化推進等事業（令和8当初予算案・継続）】 保育士・保育所支援センターを法定化し、保育士に対する職業紹介等の支援に加え、保育に関する広報や保育所への就労環境整備に関する助言等についても業務として位置付けた上で、それに伴い以下のとおり機能強化【令和7児福法一部改正法（令和7.10施行）】 <ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じた支援目標や確実な根拠に基づくKPI（重要業績評価指標）の設定等によるPDCAサイクルの構築 センターでの取組の充実に応じたメリハリのある財政的な支援 ハローワークの他、保育士養成施設や自治体、保育団体等との連携強化 センターでの取組について、具体的な実施方法や好事例を盛り込んだガイドラインを作成予定（令和7年度中） 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けや、未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部貸付けにより再就職を促進【保育士修学資金貸付等事業（令和7補正予算・継続）】 <p>※「保育士・保育所支援センターの機能強化」を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 年齢別配置基準を満たさない場合の減算の適用タイミングの見直し（令和8公定価格・見直し）

主な施策	具体的な取組	取組状況 (令和7年度)
(3) 保育の現場・職業の魅力発信	<p>○保育の現場や保育士等の仕事の魅力の発信を進め、若者や保護者をはじめ国民の理解を深め、保育人材の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力発信プラットフォーム（ハローミライの保育士）の整備・発信 ・多様な関係者による検討・発信（保育人材確保懇談会の開催等） ・自治体や保育現場等の地域の実情に応じた魅力発信の取組の支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力発信プラットフォーム（ハローミライの保育士）において、保育の現場や保育士等の仕事の魅力を発信するための動画を14本公開（令和7.4） ・保育士・保育所支援センター全国連絡会を開催（令和7.10） ・保育人材確保懇談会を開催（令和7.10） ・学生等の若者と意見交換を行う座談会を開催（令和8.2） ・保育雑誌編集者懇談会を開催（令和7.12）
(4) 保育DXの推進による業務改善	<p>○各種手続の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の向上に取り組むことができる環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育現場における保育ICT（計画/記録、保護者連絡、登降園管理、キャッシュ決済）や、こどもの安全対策に資する設備等の導入推進 ・給付・監査等の保育業務ワンズオンリーの実現（保育業務施設管理プラットフォームの構築と活用推進） ・保活ワンストップの実現（保活情報連携基盤の構築と活用推進/就労証明書のデジタル化） 	<p>○人手不足が取り分け深刻と考えられる業種として、令和7年6月に「省力化投資促進プラン」を策定し、生産性向上の目標を設定するとともに、多面的な促進策の充実、サポート体制の整備及び周知広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育ICTの導入効果等について調査を実施し、調査結果をとりまとめ予定（令和7年度中） ・保育所等におけるICT化推進等事業について、原則1施設1回限り補助可能としているところ、保育業務施設管理プラットフォームを導入する施設においては、登降園管理機能のシステム導入に限り、過去に活用したことのある場合でも再度補助を可能とする【保育所等におけるICT化推進等事業（令和7補正予算・拡充）】 ・こどもの安全対策に資する設備（午睡センサー・AI見守りカメラ）等の導入を推進するための補助事業について、対象施設を追加した上で継続実施【安全対策事業（令和7補正予算・拡充）】 ・保育現場における保育ICTの活用を推進するため、「保育ICT推進加算」（仮称）を創設し、施設・事業所内にICT活用を推進する責任者を置いた上で、業務で幅広くICTを活用している施設を対象に、ICT活用に係る費用を加算【保育ICT推進加算（仮称）（令和8公定価格・新規）】 ・保育業務施設管理プラットフォームの設計・開発事業者を決定し、システムを構築中（令和8年4月より全国展開予定）。更に機能改善のための改修を行うことにより、給付・監査業務の手続における自治体及び保育施設等の負担の軽減を図る【保育業務施設管理プラットフォーム改修事業（令和7補正予算・拡充）】 ・保活情報連携基盤の設計・開発事業者を決定し、システムを構築中（令和8年4月より全国展開予定）。更に機能改善のための改修を行うことにより、保育施設への入所手続の円滑化並びに当該手続における保護者及び保育施設等の負担の軽減を図る【保活情報連携基盤改修事業（令和7補正予算・拡充）】 ・保育業務施設管理プラットフォームと自治体の基幹業務システム(子ども・子育て支援システム)との連携のための改修を支援【子ども・子育て支援システム改修支援事業（令和7補正予算・新規）】 ・子ども・子育て支援システムの標準仕様書（第2.0版）を公開（令和8.1）

保育政策の新たな方向性

【令和7年度フォローアップ 12/12】

主な施策	具体的な取組	取組状況 (令和7年度)
<p>(4) 保育DXの推進による業務改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育現場におけるテクノロジー活用を促進するための環境整備（①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発、をパッケージとして行う「保育ICTラボ事業」の実施） ・ こども誰でも通園制度の利用に係るシステムの構築・運用（再掲） 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度の保育ICTラボ事業により、保育施設向けのICT導入に関するショーケース化（令和7年12月末時点で24施設）、伴走支援（令和7年12月末時点で86施設）、園見学会（令和7年12月末時点で18施設）、施設間等のネットワークを構築するための連絡会議（計3回）を実施。また、2月には、先進事例の全国普及啓発及び自治体等のネットワークを形成するためのシンポジウムを実施 ・ 令和8年度は保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤と連携して導入効果の最大化を図る取組等を優先して採択するなど、他事業との連携や成果の横展開を強化【保育ICTラボ事業（令和7補正予算・見直し）】 ・ こども誰でも通園制度総合支援システム（通称）について運用保守を行うとともに、コールセンターを設置。更に機能改善のための改修を実施中【こども誰でも通園制度総合支援システムに係る運用保守業務（令和7当初予算・新規）、こども誰でも通園制度総合支援システムに係る機能改修業務（令和6補正予算・新規）】（再掲）